

KKR

年金だより

令和元年 12 月発行

No.127

国家公務員共済組合連合会

台風などにおいて被災された皆さまには、心より
お見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申
し上げます。

主
な
記
事

令和元年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について	2 頁
「源泉徴収票」に関するよくある質問	3 頁
「源泉徴収票」等の再発行は「自動受付サービス」をご利用ください	4 頁
こんなときには届出を	5 頁
年金を受けている方が亡くなられたときの専用ダイヤルを新設しました	
全国年金相談会のご案内	6 頁
読者のひろば、原稿、表紙写真の募集	7 頁
2020年KKR年金カレンダー	8 頁



「里の冬」 岐阜県大野郡白川村

(奈良県) 篠永 明 さん

令和元年分「公的年金等の源泉徴収票」の送付について

※遺族や障害の年金を受給されている方は非課税のためお送りしていません

■退職共済(老齢厚生)年金等を受給されている方へ

令和元年中に当会年金部がお支払いした年金の「支払金額」や「源泉徴収税額」を記載した「令和元年分 公的年金等の源泉徴収票」(以下、「源泉徴収票」といいます。)を、**令和2年1月14日(火)から20日(月)にかけて圧着式の「はがき」で順次発送します。**

※源泉徴収票がお手元に届くまで10日程度お待ちください。

この源泉徴収票は、年金の支払金額(源泉徴収税額を含みます。)の証明書類として必要となる場合などがありますので、大切に保管してください。

源泉徴収票が届く方

退職共済年金、老齢厚生年金、退職年金など、「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受給されている方

令和元年分 公的年金等の源泉徴収票

(受給者番号)は基礎年金番号を表示しています。

支払を受ける者	住所又は居所	102-8082 東京都千代田区 〇〇〇 〇-〇	(受給者番号) 1234*****	
	フリガナ氏名	年金 太郎	生年月日	明治 大正 昭和 平成 23 年 12 月 5 日
区 分		支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
所得税法第203条の3第1号適用分				
所得税法第203条の3第2号適用分		1 8 8 6 千 7 5 7 円	2 2 千 8 0 6 円	
所得税法第203条の3第3号適用分				
所得税法第203条の3第4号適用分				
本 人	源泉控除対象配偶者	源泉控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別障害者	老人	その他
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族		16歳未満の扶養親族
フリガナ氏名	ネンキン ハナコ	フリガナ氏名	フリガナ氏名	フリガナ氏名
(摘要)		2		2
支 払 者		法 人 番 号	2 0 1 0 0 0 5 0 0 2 5 5 9	
		所 在 地	〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎	
		名 称	国 家 公 務 員 共 済 組 合 連 合 会	

●源泉徴収票の区分について

法第203条の3第1号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出された方	法第203条の3第2号または第3号に該当しない方
法第203条の3第2号適用分		退職共済年金と老齢(障害)基礎年金の両方を受給されている方
法第203条の3第3号適用分		退職年金(退職等年金給付)、経過的職域加算額(退職共済年金)、老齢厚生年金を受給されている方
法第203条の3第4号適用分	「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を連合会に提出されていない方、または提出を要しない方	

年金から「個人住民税」が特別徴収されている方へ

個人住民税は、介護保険料などの社会保険料と異なり、所得税の控除対象とならないため、源泉徴収票に記載しておりません。

「源泉徴収票」に関するよくある質問

質問 1 源泉徴収票に記載された支払金額はいつからいつまでに支払われたものですか。

答え 平成31年2月の定期支給期分から令和元年12月の定期支給期分までの支払金額となります。また、令和元年の途中から年金の支給が開始となった方は、その開始となった月から令和元年12月の定期支給期分までの支払金額となります。

質問 2 源泉徴収票を紛失してしまいましたが、再発行してもらえるのですか。

答え 源泉徴収票を紛失された場合は、各種通知書等の「自動受付サービス」において令和元年分の源泉徴収票の再発行ができます。

(「自動受付サービス」専用電話 **03-5212-2243** ご利用は4頁をご覧ください。)

また、KKRホームページからダウンロードした源泉徴収票交付(再交付)申請書の郵送での受付も可能ですのでご利用ください。

なお、過去5年分について再発行可能です。この場合は電話や源泉徴収票交付(再交付)申請書でご依頼ください。

※当会年金部に登録されているご本人様以外の住所に送付することはできません。

質問 3 「社会保険料の額」欄の社会保険料とは具体的にどのようなものですか。

答え 住所地の市区町村からの徴収依頼に基づき年金から控除された「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」および「国民健康保険料」の年間徴収額です。

質問 4 令和元年の10月に提出した「扶養親族等申告書」と扶養親族の人数などの申告内容が異なっているのはどうしてですか。

答え 令和元年分「公的年金等の源泉徴収票」は、一昨年の平成30年10月にご提出された「扶養親族等申告書」の申告内容に基づき作成しています。

※ 源泉徴収票の発送後は、電話が大変混み合います。KKRホームページに「源泉徴収票」に関するQ&Aを掲載していますので、こちらをご覧ください。

ホーム



年金



よくある質問 Q&A



年金一般 Q&A



年金の税金について

確定申告について

■ 確定申告手続きの簡素化について

令和元年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額(注)が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

(注) 利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得、譲渡所得、一時所得および公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいいます。

■ 還付申告により所得税が還付される場合について

確定申告の必要がない場合でも、年金から所得税が徴収されている次のような方は、確定申告(還付申告)により所得税が還付される場合があります。

- 医療費控除、生命保険料控除、雑損控除などの所得控除や、住宅借入金等特別控除を受けられる方
- 社会保険料の額(介護保険料など)を普通徴収により個人で納付された方

＜国税庁からのお願い＞

確定申告(還付申告)をされる場合は、ご自宅のパソコンから「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。なお、お分かりにならない点がありましたら最寄りの税務署にお問合せください。

最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

「源泉徴収票」等の再発行は 「自動受付サービス」をご利用ください

「源泉徴収票」等の通知書等の再発行は、**24時間受付（土、日曜日・祝日も受付可能）の専用電話**による『自動受付サービス』をご利用ください。

自動受付サービス専用電話 **03 - 5212 - 2243** へおかけください。

(再)発行受付が
できる通知書等



①
年金額改定
通知書

②
年金支払
通知書

③
扶養親族等
申告書

④
源泉徴収票
(注)

～ ご利用方法（再発行の手続きの流れ）～

①年金証書記号番号（**A**で始まる 11 ケタの番号）が分かる書類をご用意ください。

②**03-5212-2243**（専用電話）へおかけください。

③音声ガイダンスにしたがって、電話機のボタンを押してください。

④「〇〇の発行を受け付けました。ご利用ありがとうございました。」のメッセージで受付終了です。

（注）令和元年分「公的年金等の源泉徴収票」の再発行は、**令和2年1月22日(水) から受付を行います。**

- ・再発行する通知書等につきましては、**当会年金部に登録されている住所**にお送りします。
- ・再発行までには、1 週間程度かかりますので、ご了承ください。
- ・固定電話のほか、スマートフォン・携帯電話からもご利用いただけますが、おかけになる電話機や回線によりご利用できない場合があります。

マイナンバーを利用した情報連携について

令和元年7月1日から、年金に関する手続きに関して、連合会と地方自治体等との間でマイナンバーを利用した情報連携(照会)が行えるようになり、これまで年金の手続の際にご提出いただいていた、住民票や課税証明書などの添付書類の一部が省略できるようになりました。

「マイナンバーを利用した情報連携」に関することは、KKRホームページをご覧ください。

「KKRねんきん案内」について

2020 年版の「KKRねんきん案内」を同封しました。

「KKRねんきん案内」には、年金に関する情報やKKRの宿泊施設リストなどを掲載しています。

また、KKRの宿泊施設のフロントに提示していただきますと組合員料金でご利用いただけますので、ぜひご活用ください。



※ 同封の介護案内等の冊子等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

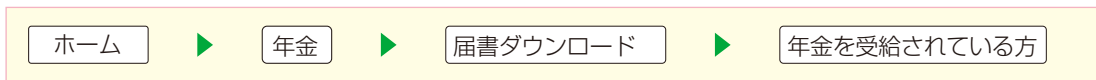
こんなときには届出を



下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要な事由および対象となる年金
1. 年金を受けている方が氏名を変更したとき
2. 年金の受取口座を変更するとき
3. 年金を受けている方が行方不明になったとき
4. 国家公務員または地方公務員として再就職したとき（老齢・退職・障害）
5. 国会議員または地方議会の議員になったときや議員を辞めたとき（老齢・退職）
6. 65歳未満の方がハローワークで求職の申込みをしたとき（老齢・退職）
7. 雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受けたとき（老齢・退職）
8. 加給対象配偶者が年金を受けることとなったとき（老齢・退職・障害）
9. 加給対象配偶者と離婚したときや加給対象配偶者が亡くなったとき等（老齢・退職・障害）
10. 遺族給付を受けている方が婚姻（事実上の婚姻関係にある方を含む）や直系姻族以外の養子となったとき（遺族）
11. 書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所を希望するとき

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」からも印刷することができます。



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

年金を受けている方が亡くなられたときは
下記の専用ダイヤルへご連絡ください

専用ダイヤルを
新設しました

ご連絡の際には、次の番号がわかるものをお手元にご用意ください。

- ・ 亡くなられた方の「年金証書記号番号」または「基礎年金番号」
- ・ 亡くなられた方に配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者の「基礎年金番号」

0570 - 055 - 030 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合（050 で始まるお電話からの発信など）等

03 - 3265 - 8401 (一般電話)

- この専用ダイヤルは年金を受けている方が亡くなられたときのご連絡専用です。年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

全国年金相談会のご案内



老齢（遺族）厚生年金等の試算など、年金に関するご相談に応じるための年金相談会は、全国各地で開催しており、令和2年1月以降も下記の会場で開催する予定です。

「年金相談会」は、事前の予約が必要です。

ご予約は開催日の1週間前まで承りますが、会場等の都合により定員になり次第締め切らせていただくこともありますので、年金相談をご希望の方はお早めにご予約ください。

予約受付専用電話

03-3265-9708

受付時間 9時30分～17時30分
(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号は、年金相談会のご予約以外はお受けできません。

■開催日程（1月以降）

開催地	開催日	開催会場
宮崎市	1月10日(金)	ひまわり荘
山口市	1月16日(木)	KKR山口あさくら
広島市	1月17日(金)	ホテルニューヒロデン
岡山市	1月23日(木)	サン・ピーチOKAYAMA
神戸市	1月24日(金)	ホテル北野プラザ六甲荘
横浜市	1月31日(金)	KKRポートヒル横浜
鹿児島市	2月5日(水)	ホテルウェルビューかごしま
熊本市	2月6日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	2月7日(金)	KKRホテル博多
松山市	2月14日(金)	KKR道後ゆづき
和歌山市	2月20日(木)	ホテルアバローム紀の国
大阪市	2月21日(金)	KKRホテル大阪
名古屋市	2月28日(金)	KKRホテル名古屋
千葉市	3月13日(金)	ホテルプラザ菜の花

※開催については、都合により変更する場合または中止する場合があります

開催地	開催日	開催会場
つくば市	4月10日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
さいたま市	4月17日(金)	ホテルブリランテ武蔵野
仙台市	4月24日(金)	仙台ガーデンパレス
大阪市	5月14日(木)	KKRホテル大阪
京都市	5月15日(金)	KKR京都くに荘
熊本市	5月21日(木)	KKRホテル熊本
福岡市	5月22日(金)	KKRホテル博多
津市	5月28日(木)	プラザ洞津(ドウシン)
名古屋市	5月29日(金)	KKRホテル名古屋
札幌市	6月5日(金)	ホテルポールスター札幌
山形市	6月12日(金)	ホテルメトロポリタン山形
福岡市	6月18日(木)	KKRホテル博多
広島市	6月19日(金)	ホテルニューヒロデン
大阪市	6月25日(木)	KKRホテル大阪
名古屋市	6月26日(金)	KKRホテル名古屋

◎全国年金相談会のご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●文書でのご予約

便箋等に「年金相談会の予約」と明記し、

- (1) 開催地、開催日、希望時間(午前・午後)
- (2) 氏名(フリガナ)、生年月日
- (3) 住所、日中連絡がとれる電話番号
- (4) 年金証書記号番号または基礎年金番号
- (5) 相談内容

をご記入いただき、下記送付先までお送りください。

【文書送付先】

〒102-8082

東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室予約受付係

◆当会年金部では相談窓口を常設しています

当会年金部の年金相談室に相談窓口を常設し、年金に関するご相談等に応じています。

■年金相談室

東京都千代田区九段南

1-1-10 九段合同庁舎内 2階

(相談受付: 9:00～17:30)

土日祝日・年末年始休

※ご予約は不要です



文芸同人誌の発行

10年前になります。書いたり読むことが好きだった私が、退職後の第二の人生として始めたのは文芸同人誌の発行でした。最初は、元職場の仲間や知人が中心でしたが、現在は退職後知り合った方が多く参加しています。また、この間、全国で文芸同人誌を発行している方々とも交流を持つことができました。

文学は生きるうえで絶対必要なものではありませんが、人生を有意義に過ごすために欠かせない一つだと思います。年一回の文芸同人誌の発行は今年で10号となりました。文芸同人誌は多い時で800部、10号は500部発行の予定です。これまでに寄稿された作者は28名になります。過去には米国籍の日本人からの寄稿や、小学生の詩歌も寄せられたこともあります。ジャンルも小説・エッセイだけでなく翻訳・ルポルタージュ・童話・短歌等と幅広く掲載しています。表紙絵は、絵の好きな仲間が描き、編集は私が行い、発行経費は寄稿者で分担しています。

毎回、感想を書いてくれる熱心な読者もあり、作者の励みにもなっています。作者の方も年々実力を付けてきていて、さまざまな分野で入賞したりしています。そして昨年は、小説部門で県の文学賞を受賞された方が生まれ、地域でも知られる文芸同人誌となって嬉しく思っています。作者の平均年齢は約70歳、高齢化が進んでいますが、これからも読まれる作品を目指して書き続けたいと思っています。

茨城県 田中 修 さん (68歳)

「私の生きがい」

八十路を過ぎても、まだまだ「ハーモニカ奏者」として、ボランティア活動をしています。演奏にあたっては、その曲の前奏部分から、後奏部分まで楽譜通りの演奏を心掛けており、抒情歌・演歌・歌謡曲等、忠実に奏でております。一般に、お気に入りの音楽を聴くと、心が癒されます。老人ホームやデーサービス施設に行くと、利用者からも喜ばれており、張り合いがあります。

ハーモニカ・カルチャー教室の仲間と一緒に演奏では、合奏やアンサンブルを行います。最近では一人でソロ演奏が多くなり、地域の市民センターや集会場で、ハーモニカ・コンサートを開催すると、人々が集まってくれます。数年前には、同級生をはじめ希望者にハーモニカの初歩の指導を行いました。静かなブームではあるが、難かしい一面もあり途中で断念する人もあります。継続することが大切です。好きになることでしょう。

私の後半の元気な源・ライフワークは、『ハーモニカ愛』です。これからも体力に応じて、名曲の演奏を続けたいと思います。

参考までに、私の使用中のハーモニカは、「複音ハーモニカ」で、A・A#・C・G・G#・F・Am・Gm調のもので、原曲に一番近い楽器を使用します。



東京都 福田 廉 さん (84歳)

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

「私の大切なもの」・「私の生きがい」・「私が心がけていること」などをテーマにした原稿を引き続きお待ちしております。

ご投稿原稿は、原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当「読者のひろば」係までお送りください。

なお、原稿の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和2年5月発行「KKR年金だよりNo.128」の本誌の表紙写真を募集します。

「KKR年金だよりNo.128」にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。写真は、1または2Lサイズのプリント(横写真)で、撮影日時および場所、タイトル、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 広報担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、応募の締切は令和2年2月28日です。

2020年KKR年金カレンダー



定期支給日	時期	発送などの予定
 1月	中旬～下旬	『令和元年分 公的年金等の源泉徴収票』 (圧着式はがき) 発送予定
14日 定期支給期 (12月・1月分)	2月	2月中旬 3月中旬 令和元年分 所得税の確定申告
 3月	3月	
15日 定期支給期 (2月・3月分)	4月	
 5月	5月	下旬 『KKR年金だよりNo.128』 発送予定
15日 定期支給期 (4月・5月分)	6月	中旬 『年金支払通知書』(※) 発送予定
14日 定期支給期 (6月・7月分)	8月	
15日 定期支給期 (8月・9月分)	10月	初旬 『KKR年金だよりNo.129』 発送予定 『令和3年分 公的年金等の受給者の扶養親族 等申告書』 発送予定
15日 定期支給期 (10月・11月分)	12月	中旬 『KKR年金だよりNo.130』 発送予定

事情により日程等を変更することがあります。

(※) 『年金支払通知書』は毎年、6月定期支給分以降の支給額等をお知らせします。
なお、支給額等に変更がある場合は、その都度変更内容をお知らせします。

年金の受取金融機関を変更される方へ

- ・年金の「受取機関変更届」は、**毎支給月の前月(奇数月)の10日までに当会年金部に届くように投函**してください。
- ・書類に不備があると、新しい口座への送金が間に合わない場合がございますので、お早めにお届けください。
- ・変更前の口座を解約される場合は、変更後の口座に年金が入金されたことを確認された後に行ってください。
- ・届出用紙が必要な方は、お手数ですが当会年金部へご依頼ください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部

【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
「KKR 年金相談ダイヤル」

0570 - 080 - 556 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合 (050 で始まるお電話からの発信など) 等

03 - 3265 - 8155 (一般電話)

受付時間 : 月～金曜日 9時00分 ～ 17時30分 (土日祝日、年末年始はご利用できません。)

- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。
- 休日明けの午前中や源泉徴収票・支払通知書の発送時期などは、電話が大変混み合います。
- 「KKR年金相談ダイヤル」の電話番号をご確認のうえ、おかけ願います。
- 年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

0570 - 055 - 030 (ナビダイヤル)

0570におかけにできない場合 (050で始まるお電話からの発信など) 等

03 - 3265 - 8401 (一般電話)

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/> kkp年金 検索